

## 大津市企業局現場代理人の常駐に関する運用基準

この運用基準は、大津市企業局工事請負契約書（以下、「契約書」という。）第10条第3項における現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定について、運用事項を定めるものである。

### （現場代理人の常駐義務緩和）

第1条 大津市企業局の発注した工事において次のいずれかを満たす場合には、現場代理人の常駐義務を緩和するものとする。

- （1） 契約図書もしくは工事打合簿等により明確となっている工事の不稼働期間であり、次のいずれかに該当する期間
  - ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - イ 契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
  - ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
  - エ 工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間
- （2） 契約額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満（税込み）でその現場代理人を他の工事と兼務させる期間
- （3） 2以上の工事を同一の主任技術者又は監理技術者（専任特例2号監理技術者を除く）が兼務できる工事

2 現場代理人は、工事現場に常駐しない場合、その期間中は受注者として現場パトロールの実施と緊急時に速やかな対応がとれる体制を常に備える旨を事前に発注者に工事打合簿により報告しなければならない。

### （現場代理人の兼務）

第2条 現場代理人の兼務を認める工事は、兼務するいずれの工事も前条の規定を満たすとともに、次の第1号及び第2号を満たすものとする。ただし、前条第1項第2号の規定で常駐義務を緩和する場合は、次の第3号も満たすものとする。

- （1） 発注者と常に携帯電話等で連絡がとれ、発注者が求めた場合には、工事現場に向かう等の対応がとれること
- （2） 大津市企業局、国又は地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、大津市企業局以外の発注機関の工事（大津市発注の工事を除く）が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること
- （3） 現場代理人が兼務する双方の契約額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満（税込み）で、双方の工事が稼働中の場合、各工事現場間の移動時間が1時間程度（移動距離概ね30km）以内であること

2 兼務を行う現場代理人は次の各号全ての要件を満たすものとする。

- (1) 既に兼務している工事が無いこと(兼務は2件まで)
- (2) 稼働中のいずれかの工事現場に駐在すること

(現場代理人の兼務解除権)

第3条 発注者は、虚偽の申請や施工内容に不備が生じた場合は、現場代理人の兼務を解除することができる。

(現場代理人の兼務の届出)

第4条 受注者は、現場代理人を他の建設工事と兼務させるときは、新規対象工事の契約締結時に提出する現場代理人等届に併せ、現場代理人兼務届(別記様式)を発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、契約締結時に兼務工事ではなかった建設工事がその後の事情により他の建設工事との兼務工事となった場合は、速やかに発注者に対し現場代理人兼務届を提出しなければならない。

(適用日)

第5条 この運用基準は、令和8年8月1日から適用する。